

周南市小中学校特別教室空調設備等整備アドバイザリー等業務について、公募型プロポーザルを実施するので、本業務の実施要領に基づいて、次のとおり公告する。

令和8年1月8日

周南市長 藤井 律子

1 業務の概要

(1) 業務名称

周南市小中学校特別教室空調設備等整備アドバイザリー等業務

(2) 業務の目的

「周南市小中学校特別教室空調設備等整備アドバイザリー等業務
仕様書」のとおり

(3) 業務内容

「周南市小中学校特別教室空調設備等整備アドバイザリー等業務
仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年12月28日まで

(5) 履行場所

周南市内

2 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項
及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出時点において、令和6・7年度「周南市競争入札参
加資格者名簿（業務委託）」の（大分類）「4調査・研究（設計関係を除
く）」の（小分類）「7計画策定」又は「99その他」に登録されている
こと、かつ、令和8・9年度「周南市競争入札参加資格者名簿（業務委
託）」の同分類について、申請手続が完了していること。
- (3) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措
置を周南市から受けていない者であることかつ受けることが明らかで
ある者でないこと。
- (4) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱（平成24年周南市要綱第3
7号）別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

3 参加手続

(1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

周南市教育委員会教育政策課 施設担当

電話 (0834) 22-8533

FAX (0834) 22-8534

E-mail ed-seisaku@city.shunan.lg.jp

(2) 実施要領・仕様書・参加表明書等の入手方法

周南市ホームページからダウンロードするか担当部局で交付する。

URL <https://www.city.shunan.lg.jp/>

(3) 実施要領・仕様書等に係る質問

① 質問票（様式1）を電子メールにより提出する。なお、提出後は必ず電話により受信確認を行うこと。

② 受付期間

ア 参加表明及び実施要領に関すること。

令和8年1月9日（金）9時から令和8年1月15日（木）17時までとする。（受信確認は、土日祝日を除く9時から17時までとする。）

イ 企画提案書の作成、提出に必要な事項及び仕様書に関するこ。

令和8年1月9日（金）9時から令和8年2月2日（月）17時までとする。（受信確認は、土日祝日を除く9時から17時までとする。）

③ 提出先及び受信確認先

（1）に示す場所とする。

④ 回答方法

ア 参加表明及び実施要領に関するこ。

令和8年1月19日（月）17時以降に周南市ホームページに掲載する。

イ 企画提案書の作成、提出に必要な事項及び仕様書に関するこ。

令和8年2月4日（水）17時以降に周南市ホームページに掲載する。

(4) 参加表明書の提出

① 提出方法

郵送又は持参

※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、不達及び遅配を原因として参加希望者に不利益が生じても、本市はその責を負わない。

- ② 提出期限
令和8年1月26日（月）17時までとする。（受付時間帯は、土日祝日を除く9時から17時までとする。）
 - ③ 提出場所
(1) に同じ。
 - ④ 参加資格確認結果
参加表明書提出者に対し、参加資格審査結果を通知する。
- (5) 企画提案書等の提出
- ① 提出期間
令和8年2月5日（木）から令和8年2月12日（木）までとする。
(受付時間帯は、土日祝日を除く9時から17時までとする。)
 - ② 提出場所
(1) に同じ。
 - ③ 提出方法
郵送又は持参
※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、不達及び遅配を原因として参加希望者に不利益が生じても、本市はその責を負わない。
 - ④ 提出部数
8部（正本1部、副本7部）

4 評価の手続及び受託候補者の選定

提出された企画提案書等の評価は、周南市が設置する「周南市小中学校特別教室空調設備等アドバイザリー等業務プロポーザル評価会」が行い、最も評価の高い事業者を受託候補者として選定する。

- (1) 日程 令和8年2月20日（金）（予定）

5 契約方法

受託候補者と周南市との協議が整い次第、契約を締結するものとする。ただし、受託候補者が参加資格要件を満たさないこととなった場合及び失格事項に該当した場合は、契約を締結しない。また、受託候補者と契約締結に至らなかった場合には、次点者と協議を行うものとする。

契約手続及び契約書は、周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第51号）の定めるところによるものとする。

6 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。

(2) 次に該当する提案は無効とする。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 評価の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ プレゼンテーション及びヒアリングを正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積金額が実施要領に示した事業規模（提案上限額）を超える場合
- ⑦ 公告及び実施要領等に違反する場合
- ⑧ 著しく信義に反する行為があった場合

(3) 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めない。

(4) その他詳細は、実施要領による。